

令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(2) 年 間 総 給 水 量	74,731,512 m ³	△757,218 m ³	73,974,294 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	204,744 m ³	△2,075 m ³	202,669 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業			
業 務 設 備 及 び 改 良 事 業 事 業 費	241,629 千円	△19,382 千円	222,247 千円
北 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費	3,272,071 千円	△44,868 千円	3,227,203 千円
中 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費	3,602,539 千円	132,011 千円	3,734,550 千円
南 勢 水 道 改 良 事 業 事 業 費	1,711,348 千円	△72,723 千円	1,638,625 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水 道 事 業 収 益	9,908,122 千円	△12,434 千円	9,895,688 千円
第1項 営 業 収 益	8,869,831 千円	△32,664 千円	8,837,167 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,004,915 千円	20,230 千円	1,025,145 千円
	支	出	
第1款 水 道 事 業 費 用	9,877,796 千円	295,991 千円	10,173,787 千円

第1項 営業費用	9,565,422千円	293,351千円	9,858,773千円
第2項 営業外費用	310,374千円	2,640千円	313,014千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,756,094千円」を「8,052,986千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額723,005千円及び過年度分損益勘定留保資金6,033,089千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額725,705千円及び過年度分損益勘定留保資金7,327,281千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,635,949千円	△1,305,488千円	2,330,461千円
第1項 企業債	2,500,000千円	△1,300,000千円	1,200,000千円
第2項 補助金	926,598千円	△1,853千円	924,745千円
第3項 出資金	59,351千円	△3,635千円	55,716千円
	支	出	
第1款 資本的支出	10,392,043千円	△8,596千円	10,383,447千円
第1項 建設改良費	8,881,926千円	△8,596千円	8,873,330千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限度額	
	(変更前)	(変更後)
(1) 北勢水道改良事業	988,000千円	600,000千円
(2) 中勢水道改良事業	692,000千円	600,000千円
(3) 南勢水道改良事業	820,000千円	-千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	941,352 千円	41,006 千円	982,358 千円
(他会計からの補助金)			

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「152,384千円」を「154,870千円」に改める。